

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
規則	1
告示	1

## 規 則

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則(八四・医務薬事課).....	1
告示	1
漁船損害等補償法による付保義務の同意に係る発起人となる旨の届出(七七七	
・水産漁港課).....	1
公安委員会告示	1
技能検定員審査の実施(一〇一・運転免許センター).....	2
教習指導員審査の実施(一〇二・運転免許センター).....	3
技能検定員審査(二種)の実施(一〇三・運転免許センター).....	4
教習指導員審査(二種)の実施(一〇四・運転免許センター).....	5

届出	発起人の住所及び氏名 潟上市天王字御休下百四十八番地四 太田 金次郎 潟上市天王字御休下九十五番地一 児玉 清一
事項	加入区 天王
項目	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする 漁業協同組合の名称 秋田県漁業協同組合
縦覧期間	平成十七年九月六日から同月二十日まで
縦覧場所	秋田市土崎港西一丁目五番十一号 秋田県漁業協同組合

## 告 示

秋田県告示第七百四十七号  
 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項に規定する同意に係る発起人となる旨の届出があったので、同令第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示し、指定漁船調査を縦覧に供する。  
 平成十七年九月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成十七年九月六日  
 秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第八十四号  
 秋田県病院事業財務規則の一部を改正する規則  
 秋田県病院事業財務規則(昭和四十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第二十三条第三項中、「二十万円」を「二十五万円」に改める。  
 別表第一勘定科目表費用の部の表中、「叫罾漁并」を「叫罾罾并」に改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。

秋田県公安委員会告示第101号

秋田県公安委員会告示第101号  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、公告する。

平成17年9月6日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型）
  - (2) 技能検定員審査（普通）
  - (3) 技能検定員審査（大特）
  - (4) 技能検定員審査（大自二）
  - (5) 技能検定員審査（普自二）
  - (6) 技能検定員審査（牽引）
- 2 技能検定員審査開始の期日及び場所

- (1) 期日  
平成17年10月7日（金）午前10時から午後4時まで

(2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第2項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を含め、平成17年9月12日（月）から同年9月16日（金）までとする県の休日を除き、平成17年9月12日（月）から同年9月16日（金）まで

の午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター 教習所

係

4 審査手数料

(1) 技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては、20,500円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ20,500円から同表右欄の技能検定員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては、14,750円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ14,750円から同表右欄の技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額に掲げる額を減じた額）とする。

審査細目	技能検定員審査（普通）に係る額	技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	3,950円	1,450円
2 自動車の運転技能に関する観察力及び採点方法	6,750円	2,450円
3 教則の内容となつていいる事項	1,900円	2,200円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	1,900円	2,200円
5 技能検定の実施に関する知識	1,950円	2,100円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	2,000円	2,050円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除さ

れるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,650円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては5,050円を減ずる。

2 審査細目の3及び4に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては4,100円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては4,750円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては19,700円、技能検定員審査（普通）以外の種類の技能検定員審査を受けようとする者にあつては13,950円を減ずる。

(2) 納付方法  
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先  
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

秋田

秋田県公安委員会告示第102号  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成17年9月6日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 教習指導員審査の種類
- (1) 教習指導員審査（大型）
  - (2) 教習指導員審査（普通）
  - (3) 教習指導員審査（大特）
  - (4) 教習指導員審査（大自二）
  - (5) 教習指導員審査（普自二）
  - (6) 教習指導員審査（牽引）
- 2 教習指導員審査開始の期日及び場所
- (1) 期日  
平成17年10月7日（金）午前10時から午後4時まで
  - (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 教習指導員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第1号、第2号又は第4項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成17年9月12日（月）から同年9月16日（金）までの午前8時30分から午後5時までとする。

(3) 申請書の提出場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては、12,150円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,150円から同表右欄の教習指導員審査（普通）に係る額に掲げる額を減じた額）とし、教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては、9,850円（その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ9,850円から同表右欄の教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額を減じた額）とする。

審査細目	教習指導員審査（普通）に係る額	教習指導員審査（普通）以外の種類の教習指導員審査に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円

2	技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3	学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4	教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5	自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6	教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には6,350円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には4,000円を減ずる。

2 審査細目の4及び5に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には2,600円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には2,650円を減ずる。

3 審査細目の1から6までに掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者には11,400円、教習指導員審査(普通)以外の種類の教習指導員審査を受けようとする者には9,100円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第103号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イの規定により、次のとおり技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6

年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公告する。

平成17年9月6日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

1 技能検定員審査の種類

- (1) 技能検定員審査(大型二種)
- (2) 技能検定員審査(普通二種)

2 技能検定員審査の期日及び場所

- (1) 期日  
平成17年10月6日(木)午前9時から正午まで
- (2) 場所  
秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

- (1) 申請手続  
ア 技能検定員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付し、秋田県警察本部交通部運転免許センターに提出するとともに、技能検定員(大型二種)を受けようとする者には、大型自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(大型)を、技能検定員(普通二種)を受けようとする者には、普通自動車第二種免許に係る免許証及び技能検定員資格者証(普通)を提示すること。
- イ 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号に該当する者であるときは、審査申請書に、該当することを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年9月12日(月)から同年9月16日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

- (1) 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、22,050円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ22,050円から同表右欄の技能検定員審査(大型二種・普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

技能検定員審査

審査細目	(大型二種・普通二種)に係る額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円
4 技能検定の実施及び自動車の運転技能の評価方法に関する知識	3,300円

備考 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、15,150円を減する。

(2) 納付方法  
審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先  
秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係 (電話018 823 7740)

秋田県公安委員会告示第104号  
道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定により、次のとおり教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成17年9月6日

秋田県公安委員会委員長 伊藤辰郎

- 1 教習指導員審査の種類
  - (1) 教習指導員審査(大型二種)
  - (2) 教習指導員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日及び場所
  - (1) 期日  
平成17年10月6日(木)午前9時から正午まで
  - (2) 場所

秋田市新屋南浜町12番1号 秋田県警察運転免許センター

3 技能検定員審査の申請手続

(1) 申請手続

ア 教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)をちよう付けし、教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(大型)を、教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては、大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る免許証及び教習指導員資格者証(普通)を提示すること。

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項第2号又は第5項第1号に該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

(2) 申請書の受付期間及び受付時間

秋田県の休日を除き、平成17年9月12日(月)から同年9月16日(金)までの午前8時30分から午後5時までとする。

4 審査手数料

(1) 教習指導員審査(大型二種)を受けようとする者又は教習指導員審査(普通二種)を受けようとする者は、12,550円(その者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ12,550円から同表右欄の教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額に掲げる額を減じた額)とする。

審査細目	教習指導員審査(大型二種、普通二種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,900円
2 技能教習に必要な教習の技能	2,050円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に係る法令その他の知識	2,850円

- 備考
- 1 審査細目の1及び2に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずる。
  - 2 審査細目の1、2及び3に掲げる項目についての審査を併せて免除されるときは、11,800円を減ずる。

(2) 納付方法

審査申請書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

5 審査についての問い合わせ先

秋田県警察本部交通部運転免許センター教習所係（電話018 823 7740）

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所 印 刷 者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
 株式会社松原印刷社  
 電話(01862)8766 FAX(01863)0005  
 E-mail:matsubara@matsubaranatsushu.co.jp  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 松原印刷社

